

令和 7 年 12 月

お客さま 各位

「暗号資産交換業者」および「資金移動業者」へのお振込み制限のお知らせ

平素より古川信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、ATM やインターネットバンキングを利用した不正送金事案や、還付金詐欺・架空料金請求事案等の特殊詐欺において、暗号資産交換業者等へ送金される事案が多発しております。

こうした状況を踏まえ、当組合ではお客さま保護及び詐欺被害防止の観点から、ご本人さまと異なる振込依頼人名での暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込みを制限させていただく場合がございますので、お知らせいたします。

お客さまの資産を不正利用から守るため、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上
